

第5章 全体構想

5-1 土地利用

人と自然が共生する環境に配慮したまちづくり

- ・市の発展に合わせ、多様なニーズに対応した市街地の形成
- ・活気に満ちたまちにするための産業の振興
- ・人と自然の共生を図るまちづくり
- ・集団的な優良農地の保全

徒歩や公共交通で暮らせるコンパクトな集約型都市構造を基本とし、土地利用の目標を達成するために、以下の土地利用地域を設定し、それぞれの土地利用の方針を定めます。

5-1-1 住宅系地域

基本方針

既存の住宅系市街地における都市基盤施設の整備充実による住環境の改善を図るとともに、計画的な開発を実施した地区については住環境の維持増進を図ります。

また、人口増加に対応した宅地供給を進めつつ、地区状況に応じた適正かつきめ細かな土地利用を誘導し、地域に根差した個店や商業施設などとの調和を図り、良好な住環境を有する市街地形成に努めます。

(1) 住環境改善ゾーン

古くから市街地が形成され、建築物が密集している地区については、地区計画制度等の活用、道路の拡幅整備や公園等の公共空間を確保し、防災面や安全面にも配慮した住環境の改善を図ります。

《対象区域》

平沼周辺地区



(2) 住環境向上ゾーン

土地区画整理事業等による面整備が既に行われた地区については、既存住環境の維持を図り、さらに地区計画制度やまちなみ緑化等による質の高いまちづくりを目指します。

《対象区域》

吉川団地、新栄地区、きよみ野地区、保・中野・栄町の一部地区、中川台、吉川第一地区、保地区、吉川駅南地区



(3) 住環境形成ゾーン

現在、面整備中の地区については、都市基盤施設の整備に合わせたまちなみのデザイン化を進めるとともに、グレードの高い住宅地形成を図ります。

《対象区域》

吉川中央地区、武蔵野操車場跡地地区



(4) 住工共存ゾーン

既に住宅と工場が混在する地区については、工場敷地内の緑化や工場の低公害化等を促進し、住宅と工場が共存しうる環境形成を図ります。

《対象区域》

保・中野・栄町・小松川の一部地区



(5) 沿道サービスゾーン

交通量が多い主要幹線道路の沿道については、地域住民や自動車による利用者を対象とした、日常生活を支える生活利便機能などの沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

《対象区域》

吉川小学校入口交差点から吉川中央地区までの越谷吉川線沿道、吉川中央地区から吉川駅南地区までの三郷吉川線沿道



5-1-2 複合系地域

基本方針

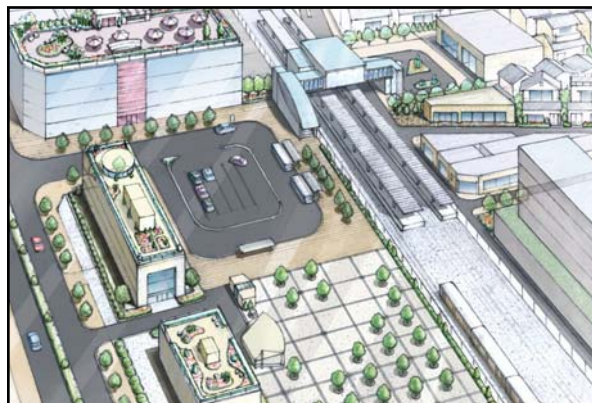
吉川美南駅の設置と市街地拡大にともない、市民生活を支える各種都市機能の集積や住宅地整備により、多機能型の新たな市街地形成を図ります。

(1) 複合多機能ゾーン

複合新拠点の形成にあたっては、吉川美南駅の設置や新市街地形成による優れた立地条件を活かし、商業機能に加え、娯楽・文化・教育・住宅等、多様な機能を合わせ持つ複合的な市街地の形成を図ります。

《対象区域》

吉川美南駅周辺地域



5-1-3 工業系地域

基本方針

既存の工業系市街地における生産・就業環境の維持・改善を図るとともに、新たな工業地では周辺環境に配慮した工場立地を推進し、さらなる産業の振興と地域経済に貢献する就業の場の確保をめざします。

(1) 工業専用ゾーン

既存の工業地については、敷地内緑化の促進に努めながら、周辺環境に配慮した産業拠点の創出を図るとともに、東埼玉テクノポリスの拡張を推進します。

《対象区域》

東埼玉テクノポリス、小松川地区



5-1-4 農地及び集落地域

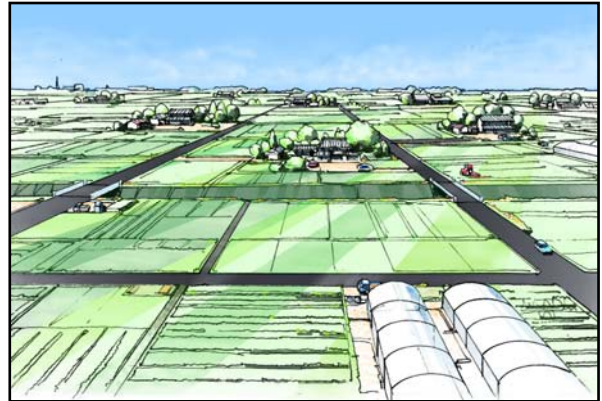
基本方針

農地及び集落地について、現況の土地利用を基本的に継承しつつ、営農環境や生活環境の維持保全を図ります。

(1) 農地及び集落地ゾーン

集団優良農地については、生産機能だけでなく保水・遊水機能や都市における緑地機能、レクリエーション機能等を評価し、その保全を図るとともに、都市と農村との交流による新たな農業のあり方を検討します。

集落地については、屋敷林等の集落景観を維持しながら、狭い道路の拡幅等、生活環境の改善を図ります。



5-1-5 産業まちづくり地域

基本方針

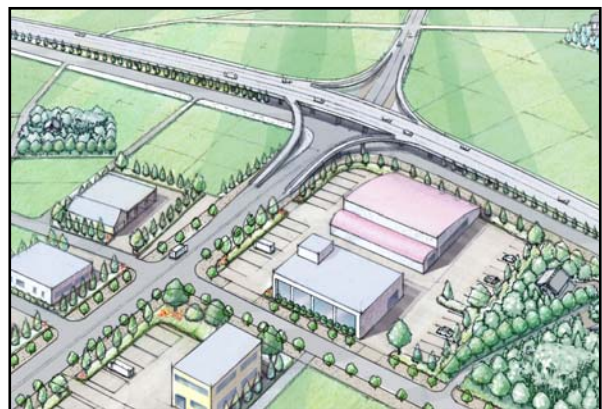
既存の集落地環境の維持向上とともに、新たな道路の整備による交通利便性の高まりを見据えて、周辺環境との調和を図りながら、工場や流通業務施設などの立地を誘導します。

(1) 産業まちづくりゾーン

東埼玉道路の整備や三郷松伏線バイパスによる立地条件を最大限に活用できる地区においては、既存の集落地環境に配慮した都市基盤の整備を推進し、工場や流通関連業務施設などの立地を誘導します。

《対象区域》

三輪野江地区、西部地域



5-1-6 その他の地域

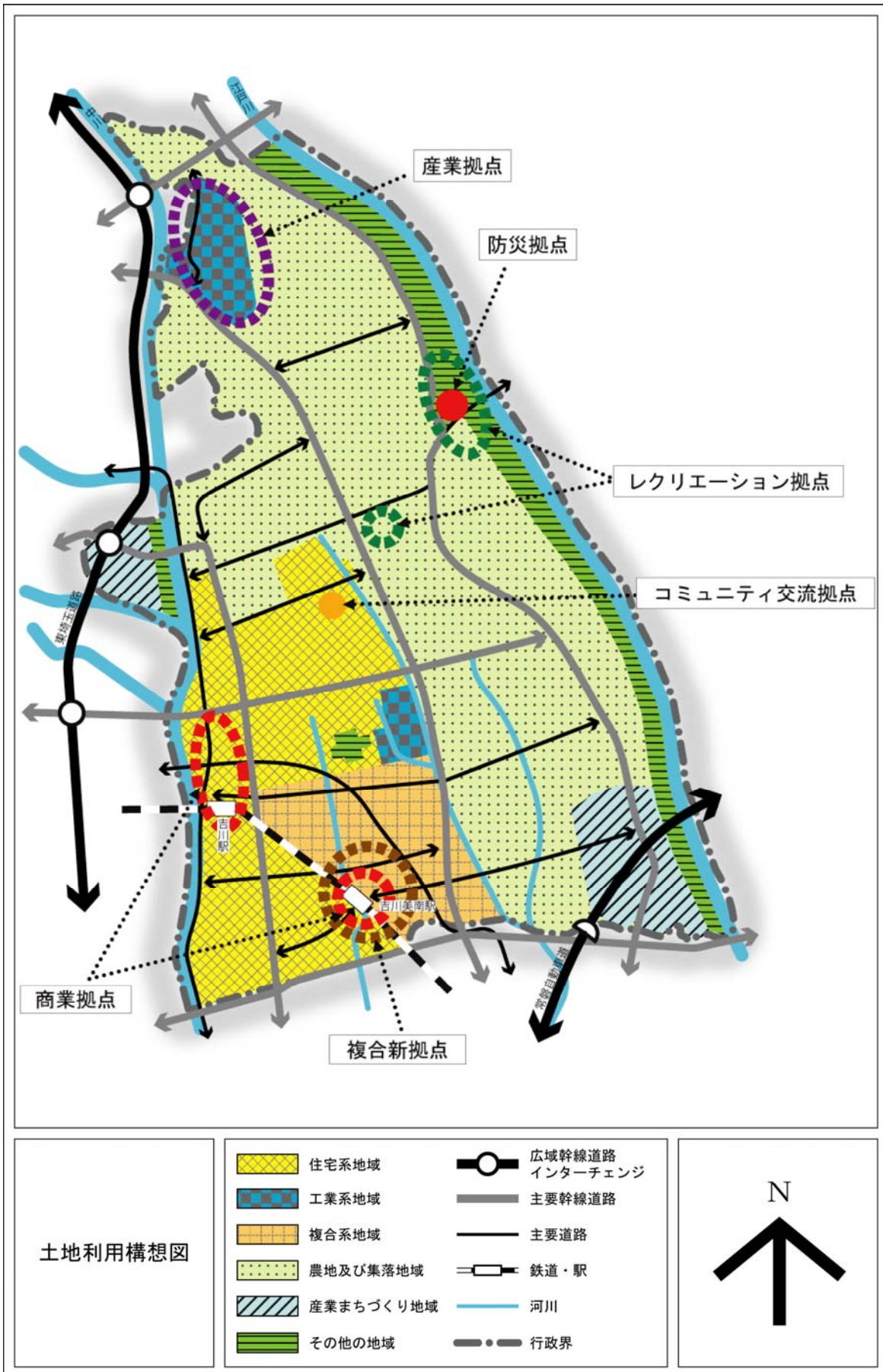
基本方針

将来都市構造に位置づけられた「レクリエーション拠点」および「防災拠点」の形成に対応し、公園や緑地における機能の充実を図るとともに、市街地内の環境保全に資する空間確保を図ります。

(1) 緑空間ゾーン

県営吉川公園を中心とするレクリエーション拠点や防災拠点を含む江戸川河川敷及び、中川河川敷などは、市民のみならず広域からの利用にも対応した、交流の場、憩いの場となるゾーン形成を図ります。





5-2 都市施設

豊かな生活空間を創出するための都市の骨格づくり

- ・都市内及び都市間移動の利便性を高める道路・交通網の形成
- ・公共施設等へのアクセスを強化するネットワークづくり
- ・維持管理などによる既存ストックの有効活用
- ・自然環境を活用した余暇空間の創出
- ・高齢者や子供たちがふれあえる場の創出

都市施設の整備にあたっては、上記の目標を達成するとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点から、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりの推進を図ります。

5-2-1 道路・交通体系

基本方針

都市間を結ぶ広域幹線道路とも連携した都市内道路網の形成と、良好な歩行空間の形成、市内全体を結ぶ公共交通網の構築を図り、円滑な交通流動と市民の安全性、利便性を確保するとともに、環境負荷の低減を図ります。また、計画的な維持管理を市民との協働により進めます。

(1) 道路

吉川市の道路網については、東埼玉道路及び常磐自動車道を広域幹線道路と位置づけ、これらとの連絡を考慮しつつ、前述の都市構造における軸形成に対応し、橋の架け替えや道路の拡幅・新設により都市内の円滑な交通流動を支える道路網の構築を図ります。また、長寿命化計画を策定し、予防保全的な橋梁の管理を推進します。

道路網構想については、段階構成別に4つに区分し、それぞれの整備方針を次のとおり定めます。

広域幹線道路（自動車専用道路）

吉川市から埼玉県内各都市及び東京都心、さらには全国規模の高速道路網に連絡する道路として、東埼玉道路を設定します。

なお、市内の南東部には、常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジが開設されています。

主要幹線道路

吉川市の骨格を形成し、隣接都市とも連絡する道路として、市域中央部を東西方向及び南北方向に縦横断する路線、市域東部を南北方向に縦貫する路線、市域西部の市街地内における南北方向の路線、さらに市域北端と南端に主に隣接都市との連絡を担う東西方向の路線の、計6路線を設定します。

幹線道路

主要幹線道路を補完する形で、市内の各拠点や地域を結ぶよう市域全体をくまなく連携する道路として、12路線を設定します。なお、土地利用構想図及び全体構想図では、第5次吉川市総合振興計画に合わせ、幹線道路を主要道路と位置づけています。

補助幹線道路

これまで述べた幹線道路に加え、各地域において日常的に利用する主要な生活道路である補助幹線道路を、地域別構想において、それぞれの土地利用等に応じて適宜配置することにより、吉川市における段階的な道路網を構成し、地域レベルにおいても円滑な交通流動の確保を図ります。

項 目	名 称	役 割
広域幹線道路	東埼玉道路	広域的な移動軸となる自動車専用道路
	常磐自動車道	
主要幹線道路	浦和野田線	北端に位置し、主にさいたま市方面に連絡する道路
	越谷吉川線	中央部を東西に横断し、越谷市方面へ連絡する道路
	三郷流山線	南端に位置し、今後形成される新市街地からの交通を支える東西方向の道路
	三郷吉川線～越谷総合公園川藤線	越谷市及び三郷市方面へ連絡する、市街地において骨格となる南北方向の道路
	(仮)新和吉川線～中井松伏線	中央部を南北に縦貫し、松伏町及び三郷市方面へ連絡する道路
	三郷松伏線バイパス～三郷松伏線	東部を南北方向に結び、集落地及びレクリエーション拠点への主要な連絡道路
幹線道路	市道1-316号線	北部において、浦和野田線と中井松伏線を結ぶ南北方向の道路
	(仮)南広島下内川線	北部において、中井松伏線と三郷松伏線を結ぶ東西方向の道路
	市道1-118・119号線	三郷吉川線と中井松伏線を結ぶ連絡道路
	川藤野田線	中央部における東西方向の連絡と隣接する千葉県方面への連絡道路
	関会野谷線	中央部における東西方向の連絡とコミュニティ交流拠点への連絡を担う道路
	葛飾吉川松伏線	西端に展開する古くから形成された市街地を通る、南北方向の連絡道路
	越谷流山線	中央部において、越谷市及び三郷市へ連絡する道路
	木売線	武蔵野操車場跡地及びその周辺地域における新たな市街地形成を支える東西方向の連絡道路
	(仮)中島加藤線	東部の集落地と吉川駅方面を結ぶ東西方向の連絡道路
	(仮)バイパス吉川駅線	武蔵野操車場跡地及びその周辺地域における新たな市街地形成を支える東西方向の連絡道路
	中曽根線	三郷吉川線から吉川美南駅を結ぶ東西方向の連絡道路
	(仮)中曽根三輪野江線	吉川美南駅周辺地域における新たな市街地形成を支え、吉川美南駅と三郷松伏線バイパスを結ぶ東西方向の連絡道路
補助幹線道路	補助幹線道路については、地域別構想において設定する。	各地域において日常的に利用する主要な生活道路

(2) 歩行者・自転車用道路

歩行者及び自転車の安全性と利便性を確保するため、以下のとおり歩行者・自転車が利用する道路の整備を図ります。また、自転車利用の促進にあたっては、ルールの啓発等、交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、水と緑のネットワークと連続させ、環境負荷をかけない施設としても位置づけ、充実させます。

幹線道路等の自転車・歩行者道

前述の幹線道路等については、日常生活における買物や通勤・通学等の利用にも配慮した歩車分離による安全性の確保を図ります。

また、歩行者や自転車が安心して通行できる十分な幅員を確保するとともに、維持管理に努め、歩行者、自転車の利便性の向上を図ります。



歩行者専用道路

幹線道路等の歩道とも連携した、歩行者専用道路の整備を推進し、都市全体の歩行系道路網の構築を図ります。

歩行者専用道路については、日常生活における通勤・通学に利用するだけでなく、散策やジョギング等の利用を勘案し、水路等の水辺空間の活用、街路樹の植樹により快適な歩行空間の形成を図ります。



サイクリングロード

日常生活における利用にも配慮しながら、主に余暇時間の充実に対応したレクリエーション系の動線となるサイクリングロードの維持管理に努めます。

(3) 公共交通

吉川市における公共交通については、JR武蔵野線の鉄道駅を中心に、市域全体をネットワークするバス交通網の構築を図り、通勤・通学、買い物等における利便性の向上だけでなく、子どもや高齢者・障がい者等に配慮したサービスの充実も目指します。

鉄 道

JR武蔵野線の吉川駅と吉川美南駅を都市間移動と市内移動の結節点と位置づけ、鉄道利用の利便性向上を図ります。

バ ス

市内移動の機会を確保するため、路線バス網の充実を図ります。

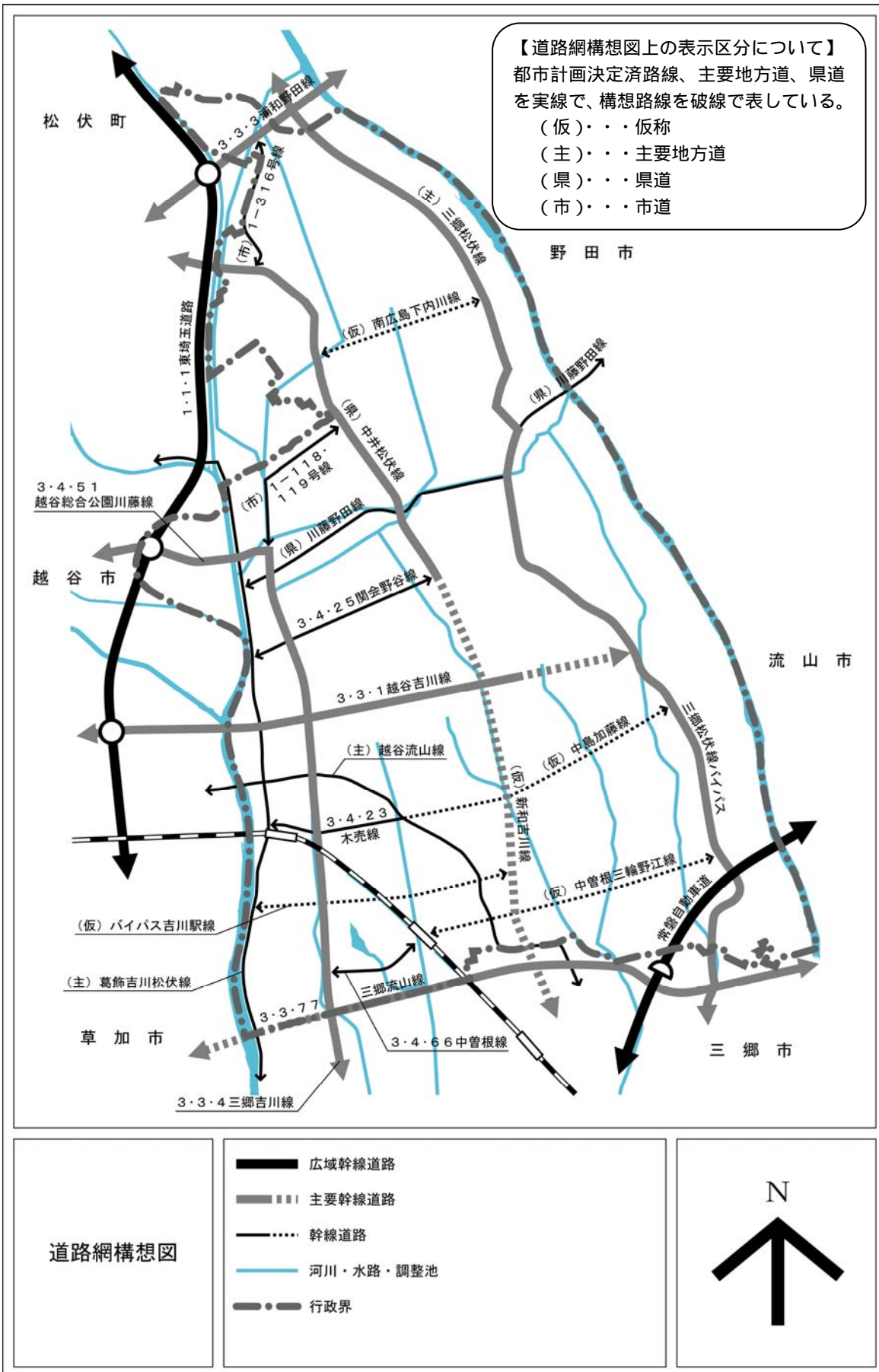
新たな公共交通

高速鉄道東京8号線の八潮 - 野田市間の先行整備に向けた活動を行います。

交通利便性の向上

鉄道、バス車両の機能向上や駅舎やバス停留所の利用環境の向上を図ります。





5-2-2 公園・緑地

基本方針

幼児から高齢者まで誰もが気軽に利用でき、人や自然とふれあうことのできる公園・緑地については、市民の憩いの場、交流の場、健康づくりの場として利用者のニーズに合った整備、計画的な点検・修繕などの維持管理を市民との協働により進めます。

(1) 都市公園

吉川市の都市公園については、「吉川市緑の基本計画（平成13年4月改訂）」において平成10年3月現在の都市公園の面積26.1haの3倍増を目標にしており、緑豊かで安全な都市環境を形成するため、市街地における市民に身近な公園（近隣公園、街区公園）の不足地域の解消を図るとともにすべての人にやさしい公園づくりに努めます。また、長寿命化計画を策定し、予防保全的な公園施設の管理を推進します。

県営吉川公園

県営吉川公園を都市公園の核施設として位置づけ、江戸川河川敷とその周辺については、自然観察や週末のレクリエーション施設として市民だけでなく近隣市町の住民においてもスポーツ・レクリエーションの交流の場として、早期の整備拡大を要請します。



住区基幹公園（身近な公園）

市民が日常生活のなかで身近に利用する公園（近隣公園・街区公園等）については、地域の特色を活かし、地域に密着した公園として整備するために、市民の意向や利用形態を把握し、整備します。

また、日常における地域住民のコミュニケーションの場を確保するため、ポケットパークや辻広場、ベンチ等の休憩施設の整備に努めます。



(2) その他の公園・緑地

農地・集落地においては、歴史的・文化的資源や吉川市の原風景である景観を保全・活用するための公園等の整備に努めます。

また、市民農園等の整備を図り、生産者と消費者との交流や農業とのふれあいの場として活用します。

集団優良農地については、生産機能だけではなく都市における緑地空間としての維持、保全に努めます。



(3) 水と緑のネットワーク

吉川市における公園、ポケットパーク、その他の公共公益施設等、水、緑などにふれて親しむことができる市民の憩いの場について質の向上を図り、それらをつなぐ歩道、緑道等の整備によるネットワークの強化により、歩行者、自転車等を優先に考えた水と緑のネットワークを形成します。



主な構成要素の整備を計画的に進める

市内に分布する学校や市民サービスセンター等の公共公益施設や市民の憩いの場である公園等を、河川・水路沿いの緑道、植樹帯を持つ歩道等の構成要素でネットワークを形成します。

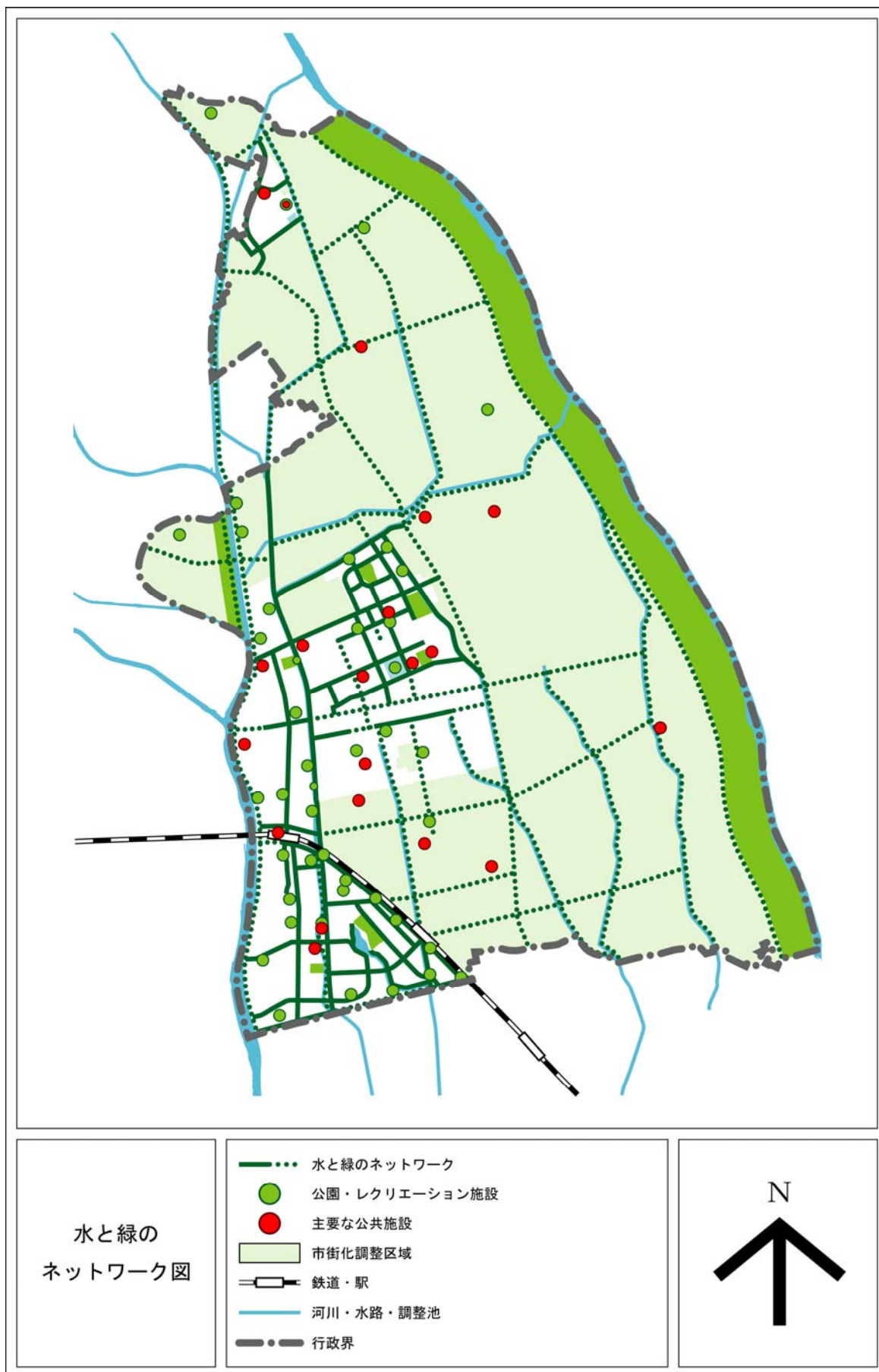
特に中川については、散歩道の整備を検討し、水と緑のネットワークの骨格として位置づけるとともに、河川敷を活用した親水性の高い空間として整備に努めます。



ネットワークを回遊する手段の構築を目指す

回遊の手段としては散歩やジョギングといった歩行者優先の考えを基本とし、幹線道路等におけるネットワーク利用については自転車やバス等、各種交通手段への対応を促進することにより、高齢者・障がい者をはじめとした子どもから大人まですべての人にやさしい回遊手段を整備します。





未整備の水と緑のネットワークについては破線表示

5-3 都市環境

人にやさしい快適な都市環境の形成

- ・水と緑を活かした住環境の形成
- ・快適な暮らしの実現と低炭素社会への貢献
- ・防犯に配慮した安心して暮らせるまちづくり

5-3-1 自然環境の保全

基本方針

良好な自然環境である河川・水路等の水辺空間や、集団優良農地や樹林地等の緑地空間を積極的に保全・活用することにより、自然環境の中で豊かな生活が営める環境形成を図ります。

(1) 河川・水路

本市の良好な自然環境要素である江戸川、中川等の河川・水路については、良好な水辺環境の保全・再生を図るとともに、河川改修等により自然環境や動植物の保全に配慮した整備に努めます。



(2) 農地

「吉川の原風景」といえる農地と屋敷林・社寺林や水路が一体となった田園風景は吉川市らしさを形成する要素であるとともに、環境の基盤や生態系を支える重要な役割を果たしています。今後もこれらを維持していくと同時に積極的な保全・活用に努めていきます。



5-3-2 生活環境の向上

基本方針

市街地内における緑化を積極的に推進するとともに、水質浄化と衛生的な生活を支える下水道等の整備を推進し、快適な生活環境の形成を図ります。

(1) 市街地の緑化

市街地の良好な生活環境を形成するために、都市公園の整備を進めるほか、「吉川市みどりの条例」等に沿った緑化の推進として「街路樹等による道路緑化、工場緑化、公共施設の緑化」や「民有地の緑化」を進めるとともに緑の保全に努めます。

特に、水と緑のネットワーク形成に位置づけられた公共施設等については、緑化を義務づけます。



(2) 生活排水対策

公共下水道事業は市街化区域全体の整備を推進し、既整備区域においては水洗化の向上に努めます。既存の下水道施設については、長寿命化計画を策定し、計画に沿って予防保全的な管理を推進します。また、市街化調整区域では合併処理浄化槽の普及・維持管理の充実に努めるほか、農業集落排水事業区域においては、施設への接続を促進します。これらにより、河川・水路の水質浄化を図り、水環境の良好な都市環境を形成します。

(3) 総合的な防犯環境の形成

道路や公園等を見通しの良い構造・配置にするとともに、防犯灯の計画的な設置を行うなどの防犯環境設計により、犯罪が起こりにくいまちづくりに努めます。

また、市民等との協働による防犯活動により防犯体制の充実に努めます。

5-3-3 環境負荷の軽減

基本方針

地球規模での環境問題に対応し、資源の有効活用を目指した3R(リデュース、リユース、リサイクル)や省エネルギーの推進を図るとともに、水や大気環境の保全に努め、環境負荷の軽減による地球にやさしいまちづくりを進めます。

(1) 3R(リデュース、リユース、リサイクル)運動の推進

ゴミの減量化・再資源化

市民、事業者の協力のもとに、ゴミ減量化と、再資源化を図るための分別収集の徹底や、地域による資源回収を促進し、日常の生活における環境負荷の軽減に積極的に取り組みます。

再生品の活用

市街地整備や都市基盤施設整備においては再生品等の活用を積極的に推進し、環境への負荷の少ないまちづくりを目指します。



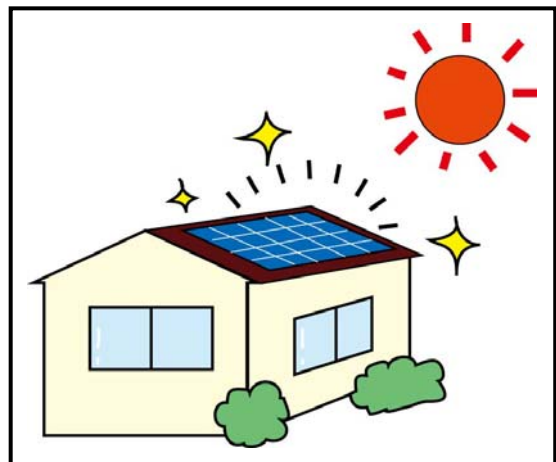
(2) 省エネルギーの推進

エネルギーの消費削減

公共交通機関の充実や歩行者・自転車道の整備による自家用車利用の軽減、省エネ型家電製品の普及による節電等、省エネ型ライフスタイルの実践によるエネルギーの消費削減と有効活用を図ります。

自然エネルギーの活用

太陽光などの再生可能な自然エネルギーの導入を促進するとともに、未利用エネルギーの有効活用を検討し、石油、ガス等の化石燃料の消費削減を図ります。



(3) 水及び大気環境の保全

河川・水路の水質保全

下水道等の整備による生活雑排水の流入軽減を図るとともに、工場、事業所からの排水についても水質汚濁防止法等の法令に基づく規制基準の遵守を図ることにより、河川・水路の水質浄化・保全に努めます。

また、水質に関する監視体制と水質異常時へ対応する体制を整えます。

水循環の改善

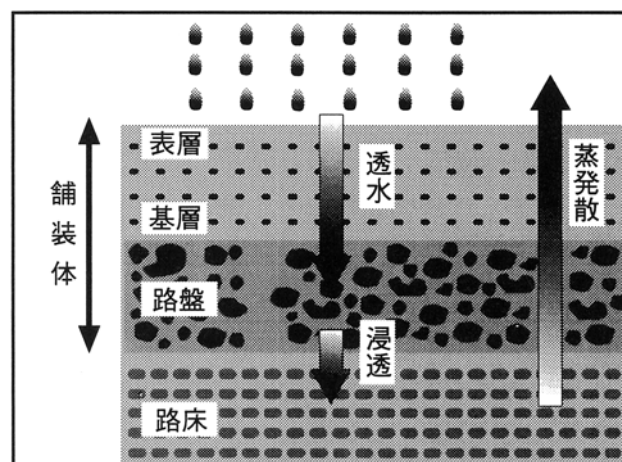
地下水の涵養と水資源の有効活用を図るため、道路、公園等における透水性舗装や雨水貯留浸透施設の整備を行うとともに、住宅等においても雨水貯留浸透施設の整備を促進し、雨水の再利用等、水循環の改善に努めます。

また、農地や緑地についても、その保水・遊水機能の保全を図ります。

大気環境の保全

工場施設や設備の整備・改善を促進し、排煙・排ガスや悪臭、粉じんの法令に基づく規制基準の遵守を図ります。

また、電気自動車等の低・無公害車の普及を促進するとともに、公共交通の利用を呼びかけ、自動車による排出ガスの排出抑制を促進し、大気汚染物質の発生抑制による大気環境の保全に努めます。



5-4 都市防災

災害に強いまちづくり

- ・避難路、避難所ネットワークの強化
- ・住宅密集の解消による安全・安心なまちづくり
- ・治水対策による水害に強いまちづくり

5-4-1 市街地の防災性の向上

基本方針

火災や地震時における二次災害の防止や、災害時や緊急時の円滑な避難や救済活動を支えるための避難路等の整備など、関係機関との調整を密にしながら、防災性の高い市街地整備を行い、安心して生活できる災害に強いまちづくりを推進します。

(1) 都市基盤の整備

防災拠点となる吉川市河川防災ステーションの整備促進を図ります。

避難路等の道路整備を推進するとともに、災害時の拠点となる施設や避難所の整備を充実して、災害時に安全に避難できる市街地形成を図ります。

市街地における延焼遮断帯となる幹線道路の整備と一時避難場所として、公園等のオープンスペースの確保に努めます。

上下水道、電気、ガス等、ライフラインの安全性の確保に努めます。また、貯水槽設置、隣接市町との連絡管の整備等、消防水利の充実や飲料水の確保を図ります。

(2) 建物が密集した既成市街地の整備

建物が密集した既成市街地等の防災上危険な市街地は、狭い道路の拡幅整備や空地整備、不燃化の促進等により延焼防止に努めます。

(3) 建築物の不燃化・耐震化

災害時の防災拠点ともなる市庁舎や避難所となる公共施設の耐震化を推進します。

民間建築物における耐震性・不燃性の向上を促進します。特に延焼拡大の危険性のある地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。道路に面した塀は、倒壊しにくい生け垣等の設置に努めます。

(4) 地域コミュニティの育成

災害時に備えて、市民の防災意識の高揚と防災知識の普及に努めることにより、地域、事業所等の自主防災組織の育成・強化を図ります。

救援・救護活動に重要な役割を担うボランティアとの連携協力が、円滑に行われるよう環境整備を図ります。

5-4-2 治水対策の推進

基本方針

農地の保水・遊水機能を評価しその保全に努めつつ、都市化の進展に伴い失われた保水・遊水機能を調整池、雨水貯留浸透施設等の設置により回復増進させ、降雨時の流出抑制を図るとともに、河川改修や調節池等の治水施設の整備を進め、総合的な治水対策を推進することにより、浸水被害の軽減を図ります。

(1) 河川・水路の整備

一級河川、江戸川・中川・大場川・第二大場川の河川改修を促進します。

準用河川、上第二大場川・西大場川の河川改修を推進します。

都市排水路や農業用排水路等の主要な水路の整備を推進します。

(2) 調整池・調節池の整備

整備済の調整池等については、治水機能が十分発揮されるよう維持管理に努めるとともに、吉川市総合治水計画に基づき、調整池等の整備を図ります。

(3) 雨水貯留浸透施設の整備

歩道や公共公益施設の駐車場等を透水性舗装等の浸透施設で整備を図ります。

校庭や木売落等を貯留施設として整備を図ります。

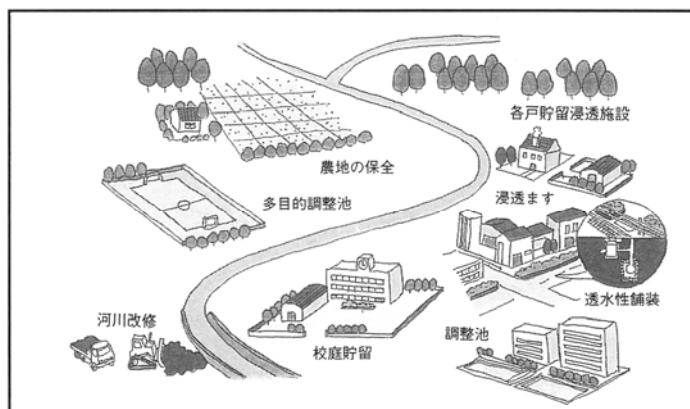
民間の宅地等の開発に伴う雨水対策として、浸透ます等の設置や駐車場等を貯留施設として整備を努めるよう、治水に関するPRや意識向上のための啓発活動を行います。

(4) その他の治水対策

局部的な浸水被害を早期に解消するための排水施設等の機能強化や維持管理に努めます。

雨水を一時的に地中に浸透し、また、貯留するという保水・遊水機能を有する農地については、治水対策としても重要な役割を果たすため、保全を図ります。

総合的な治水対策の概念図



5-5 都市景観

水と緑に出会える都市空間の創出

- ・江戸川・中川などを活かした水辺景観の形成と保全
- ・農地と屋敷林や集落の織りなす一体的な景観の保全
- ・まちなみに配慮した質の高い市街地景観の形成

5-5-1 都市景観形成

基本方針

吉川市の特色である水辺や田園を活かしつつ、市街地における個性的なまちなみ形成やうるおいある空間形成を図り、吉川市のイメージをアピールする景観づくりを推進します。

(1) 水と緑を活かした景観の形成

市の水辺景観の骨格をなす江戸川、中川や市内を流れる多くの水路において、身近に親しめる憩いの空間を創出するとともに、河川沿いの市街地のまちなみや、田園風景と調和した吉川市の風土特性に合った景観づくりを目指します。

(2) 田園風景を保全する景観の形成

集団的な優良農地の中にある屋敷林を有する農地・集落地は、吉川市の原風景であり、この田園風景を保全した景観づくりを目指します。

(3) 市の玄関口としての景観の形成

商業・業務・文化施設が集積する吉川駅及び各種都市機能の集積を図る吉川美南駅周辺においては、地区計画制度等や屋外広告物の規制・誘導などにより市の玄関口にふさわしい、にぎわいの中にも落ち着きのあるまちなみの景観形成を目指します。

(4) 周辺環境と調和した工業地景観の形成

工業地は、敷地内の緑化等により、周辺環境と調和した景観形成に努めます。

(5) 質の高い市街地景観の形成

計画的基盤整備が実施された地区については、地区計画制度や景観協定等の活用により、緑あふれる美しいまちなみ景観の形成を目指します。

その他の住宅系市街地については、地区計画制度等の活用により、周辺との調和に配慮した景観の形成を目指します。また、地域ごとの歴史・文化資源と調和のとれた建築形態・意匠を誘導するなど、歴史が薫るまちなみづくりについて検討します。

(6) 公共施設の景観の形成

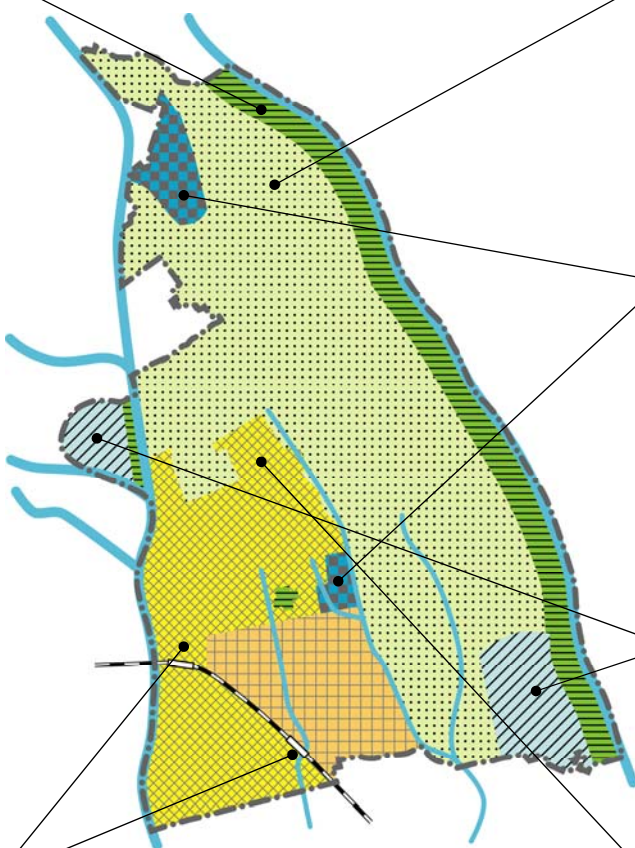
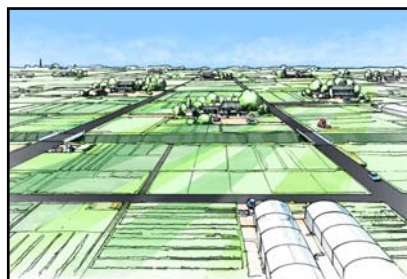
周辺環境との調和に配慮した公共施設の景観の形成を図るとともに、公共施設の整備においては、眺望にも配慮した視点場の確保に努めます。

5-5-2 景観づくりの方針

水と緑を活かした景観づくり
吉川市を流れる河川・水路や豊かな緑が織りなす、四季折々移り変わる自然景観



田園風景を保全する景観づくり
広大な農地、屋敷林、社寺林が一体となった、吉川らしい田園風景による景観



周辺環境と調和した工業地としての景観づくり

周辺の自然及び住宅地と共存しつつ、工業地としての大規模な敷地特性を活かした景観



工場や流通業務施設などが、周辺の農業集落地と調和した景観

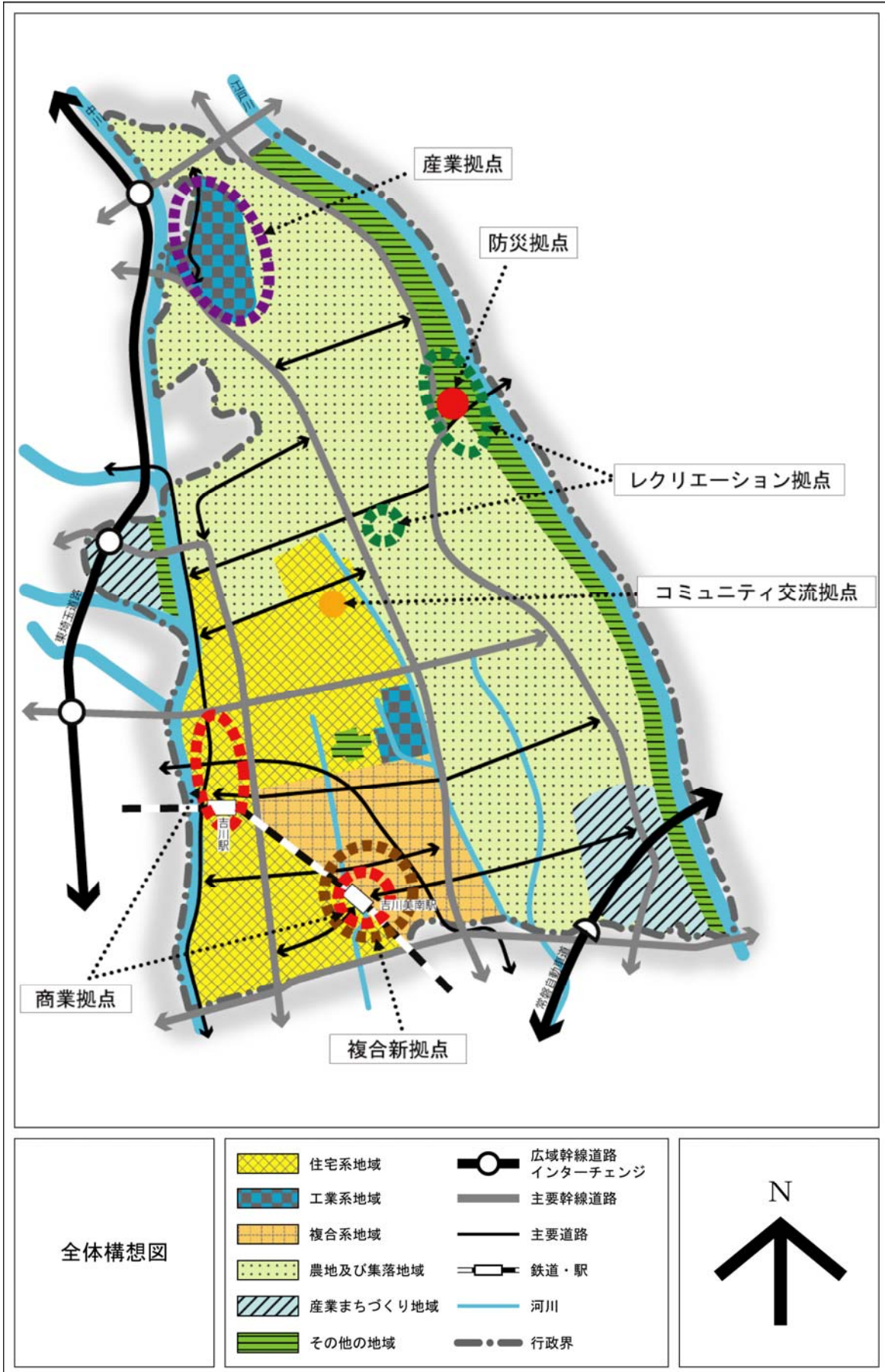


市の玄関口としての景観づくり
市の玄関口となる吉川駅、吉川美南駅及び周辺施設による、にぎわいの中にも落ち着きのある景観



質の高い市街地としての景観づくり
周辺との調和に配慮した緑あふれる美しいまちなみ景観





5-6 施策の体系

人と自然をはぐくみ

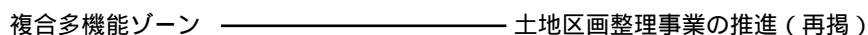
ゆとりとやすらぎのある住みよいまちづくり

土地利用 : 人と自然が共生する環境に配慮したまちづくり

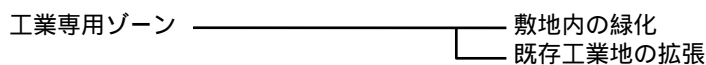
住宅系地域



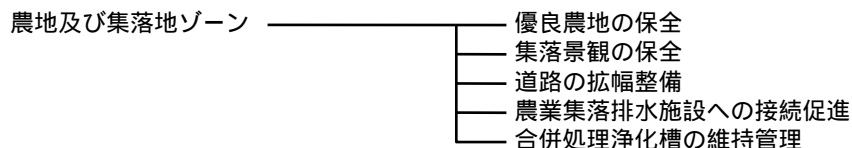
複合系地域



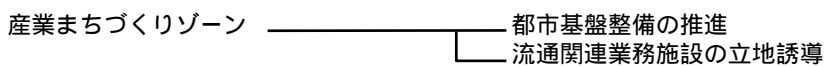
工業系地域



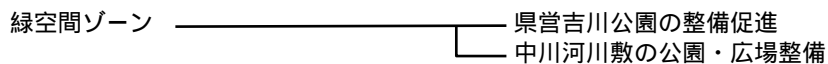
農地及び集落地域



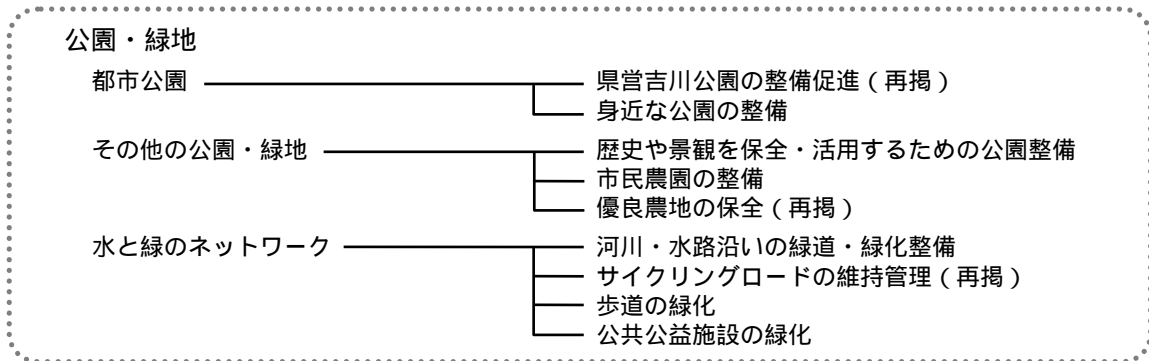
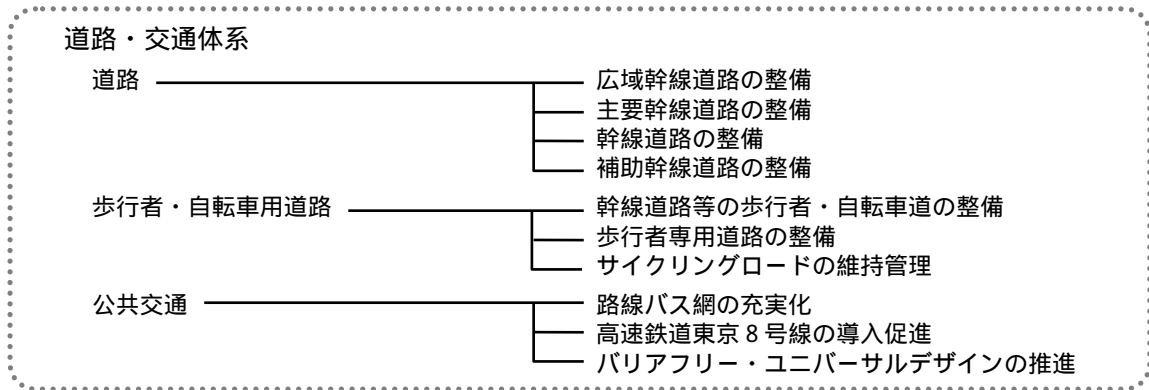
産業まちづくり地域



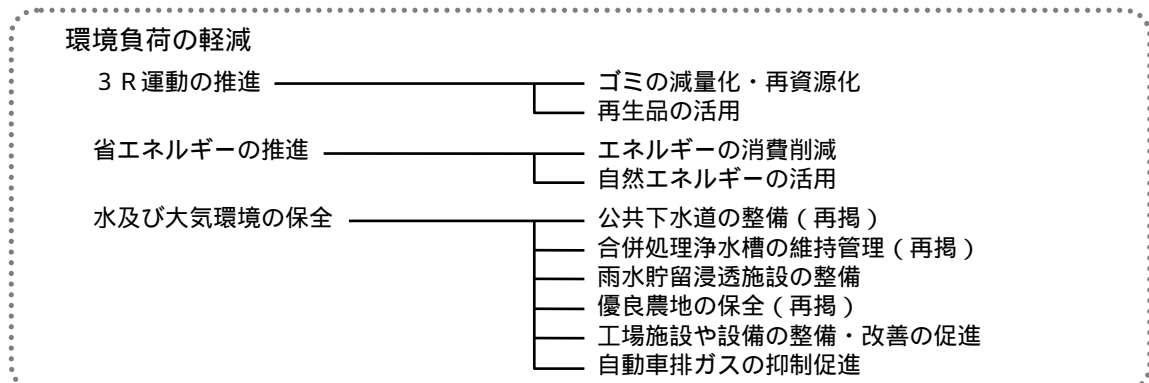
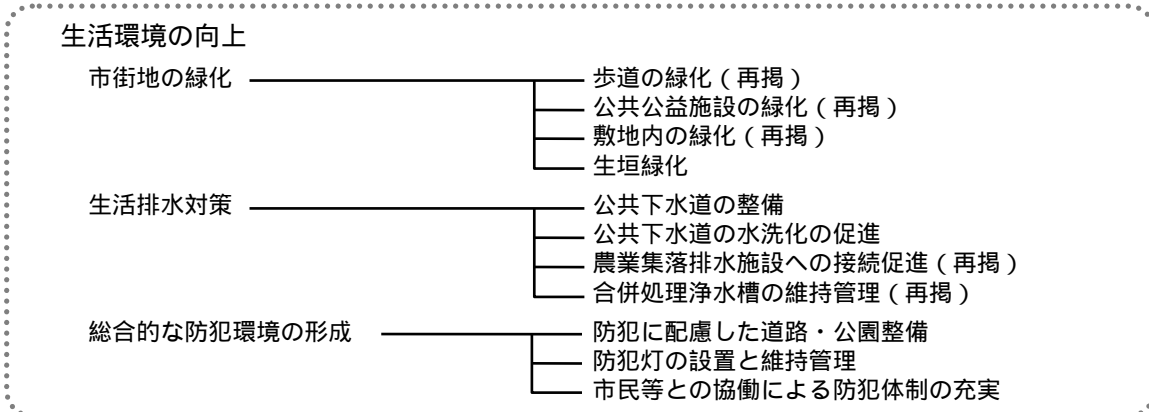
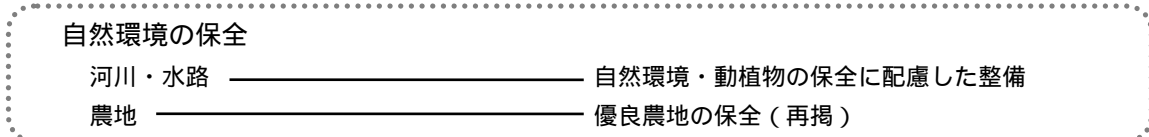
その他の地域



都市施設 : 豊かな生活空間を創出するための都市の骨格づくり

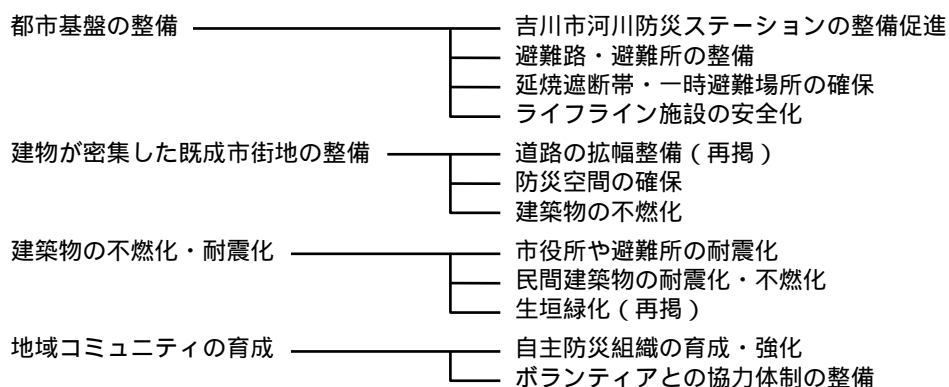


都市環境 : 人にやさしい快適な都市環境の形成

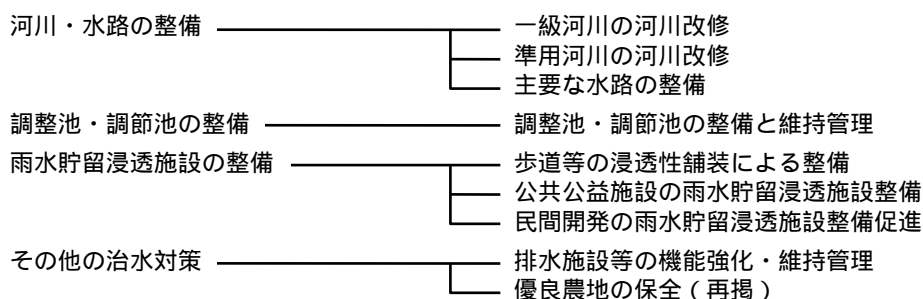


都市防災 : 災害に強いまちづくり

市街地の防災性の向上



治水対策の推進



都市景観 : 水と緑に出会える都市空間の創出

都市景観の形成

